

都市計画公園緑地内での建築許可の特例について

1. 制度の概要

都市計画公園緑地内で都市計画法第 53 条第 1 項の申請を行うときに特例を適用する場合、あらかじめ都市計画課の確認を受けた場合に限り、「2. 許可の基準」により取り扱っています。

2. 許可の基準

- ①階数が三以下で地階がないこと
- ②主要構造部が木造、鉄骨造（重量、軽量は問いません）、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること
- ③容易に移転、除却ができるものであること

なお、「長期末整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第 2 次）」における「買収・整備を要しない区域」と定められている区域内の取り扱いについては、都市計画課（TEL 052-972-2714）までお問い合わせください。

3. 確認書の添付

あらかじめ都市計画課に確認をうけたのち、都市計画第 53 条第 1 項の許可申請の際に、「都市計画法第 53 条許可特例適用に関する確認書（公園・緑地用）」を添付していただきます。

4. 都市計画法第 53 条第 1 項の申請までの流れ

